

平成25年10月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 裁決取消請求控訴事件

(原審 静岡地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号)

平成25年9月20日口頭弁論終結

## 判 決

控訴人	X
被控訴人	国
処分行政庁	名古屋国税局長

## 主 文

本件控訴を棄却する。  
控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

(前注) 略称は、原判決の例による。

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 名古屋国税局長が控訴人に対してした、平成23年12月5日付け静岡県の宅地( 平方メートル、売却区分番号 )。本件土地)に係る公売通知(本件通知)及び平成23年12月14日付け本件土地に係る換価代金等の配当処分(本件配当処分)をいずれも取り消す。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、名古屋国税局長が控訴人に対してした本件通知及び本件配当処分の各取消しを求める事案である。

原審は、本件訴えを不適法として却下した。これに対し、控訴人が控訴した。

- 2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決の事実及び理由の第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件訴えは不適法であると判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官                      坂井 満

裁判官                                佐藤 美穂

裁判官                                徳岡 治